

### 非常勤職員[期間業務職員]の募集について

中国四国管区行政評価局では、島根行政監視行政相談センターが対応する行政相談業務の補助及び年金記録訂正関連業務に関する事務等を行う非常勤職員(調査員)を採用することとしています。募集要領は次のとおりです。

#### 募集要領

職名	調査員
職務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政相談委員の支援等の行政相談業務の補助に関すること</li> <li>島根行政監視行政相談センターが対応する年金記録訂正関連業務に関する事務</li> <li>その他任命権者が指示する事項</li> </ul>
募集人員	1名
応募資格	<p>以下のいずれかの条件を満たしている方</p> <p>1 民間における企業体、団体等又は公務部門の職員としての在職期間を7年以上有し、かつ、その在職期間の職務経験が調査員としての職務に直接役立つと認められる者</p> <p>2 年金記録確認第三者委員会事務室において、調査員としての実務経験をおおむね1年以上有する者</p> <p>なお、以下に該当する方は、応募できませんので、御了承ください。</p> <p>1 日本国籍を有しない者</p> <p>2 国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者</li> <li>一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</li> <li>日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入了した者</li> </ul> <p>3 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)</p>
勤務時間	8時30分から17時15分まで(土日休日を除く)、休憩時間60分
勤務地	松江市向島町134番地10 松江地方合同庁舎2階 島根行政監視行政相談センター
雇用期間	令和8年4月1日から9年3月31日まで。採用後、原則として1月間は条件付採用期間とする。
賃金支払日	原則として毎月16日(毎月末日締切翌月支払)
賃金	概ね日給13,204円 期末手当及び勤勉手当(当方規定による)
通勤手当	一般職常勤の国家公務員に準じ実費相当分を支給(当方規定による。)
退職手当	有(一定条件下で6月を超えて勤務した場合、国家公務員退職手当法が適用されます。)
加入保険等	雇用保険(ただし、国家公務員退職手当法が適用された場合、雇用保険は適用除外となります。) 社会保険(国家公務員共済組合制度(短期給付)が一定条件下で適用されます。また、一定条件下で1年を超えて勤務した場合、社会保険の適用除外となり、国家公務員共済組合(長期給付)が適用されます。)
住宅	無・住居手当有(当方規定による)
応募方法	<p>総務省中国四国管区行政評価局採用ページ(下記URL)に掲載の履歴書(写真画像貼付)に必要事項を記載し、下記送付先まで電子メールで送付してください(令和8年2月3日(火)必着)。履歴書の職務欄に仕事内容を明記するか、又は職務経歴書(任意様式)を送付してください。</p> <p>【中国四国管区行政評価局採用ページURL】  <a href="https://www.soumu.go.jp/kanku/chugoku/saiyou.html">https://www.soumu.go.jp/kanku/chugoku/saiyou.html</a></p> <p>ファイル形式はPDF(ファイルサイズは20MB未満としてください。)、メールの件名は「<b>調査員(島根)応募</b>」としてください。</p> <p>書類選考を通過された方のみ、面接選考の日時等をご連絡します。</p> <p>応募者多数の場合、募集を締め切ることがあります。</p>
その他	応募の秘密については厳守いたします。 採用者にあっては国家公務員法の適用を受けます。

#### 【履歴書の送付先】

総務省中国四国管区行政評価局  
総務行政相談部総務課人事係  
mail :[chugokuhyouka01@soumu.go.jp](mailto:chugokuhyouka01@soumu.go.jp)  
TEL 082-228-6172

【担当】松田、廣本、岡本

#### 【問合せ先】

総務省島根行政監視行政相談センター  
行政監視行政相談課  
TEL 0852-21-2749(代)  
【担当】大崎、一宮